

『日本点字表記法』改訂版（案）における主な変更点

本稿は、現行『日本点字表記法 2001年版』2章～5章と、『日本点字表記法』改訂版(案)との主な変更点である。

全体について

『日本点字表記法』全体についての見直しを行った。

構成は、第1章…、第1節…、1. …の形を取り、その下にさらに項目を設ける必要のある場合には、(1)…、(ア)…を用いた。

第1章～第7章の章立ては、現行を踏襲し、一部名称を変更した。内容も必要に応じて章間の入れ替えを行った。

1. …の各項目のはじめにも、見出しを付けた。その他、各項目の用例に追加・変更を行った。

第2章 語の書き表し方

【前文】

全体の趣旨を損なわない形で、平易な表現、理解を容易にする表現に改めた。また、「現代仮名遣い」や「外来語の表記」について、内閣告示であることと、年次を記した。

【第1節 基本的な仮名遣い】

1. 現行では「1. 直音」の次に「2. 助詞『を、は、へ』」「3. 動詞『いう』」が続けられているが、提示順を、「1. 直音」「2. 拗音」「3. 撥音」「4. 促音」「5. 6. 長音」のように、「現代仮名遣い」と同様に、まず音ごとの表記の仕方を挙げることに変更した。
2. 「6. ウ列・オ列の長音」の項に、以下の文を追加した。
助動詞の「う」、ウ音便にも長音符を用いる。
3. 「7. 『オ』を添えるオ列の長音」の項に、以下の文を追加した。

【備考】これらは、歴史的仮名遣いでオ列の仮名に「ほ」または「を」が続くものである。

4. 現行では「同音の連呼」「2語の連濁」と別項目であるものを、「10. 同音の連呼や2語の連合による『ヂ』『ヅ』」と一つの項に統合し、「(1)連呼」「(2)連合」とし、用例を精選した。

【第2節 その他の仮名遣い】

1. 前文については、全体の趣旨を損なわない形で部分的に表現を改めた。
2. 現行では「外来語などで国語化の程度の高い語」「外来語などで国語化の程度のそれほど高くない語」「外来語などで特に原音に近く書き表す必要のある語」と、別項目になっているものを、「1. 外来語や外国語、または外国の地名や人名の仮名表記」にまとめ、「外来語の表記」(1991年内閣告示)に準じた項目立てとした。
3. 現行では「方言など」の【注意】において説明されている小文字符に関する記述を、「5. 小文字符の用途」として新設し、表現を改めた。

【第3節 数字やアルファベットなどを用いた語の書き表し方】

1. 前文の4段落目を次のように変更した。

アルファベットは、文字として書き表す場合には外字符を前置する。これは、英語などの基本であるアクセント符を付けないラテンアルファベット26文字に限って行われるものである。語句や文を書き表すときには、外国語引用符でその前後ろを囲むことが原則となっている。
2. 提示順を整理した。
3. 「1. ひとまとまりの数」の位取り点に関する【注意】の後段、現行は「一般文章中でも必要な場合には、6桁まで位取り点を添えて数字で書き表してもよい」となっているところの「6桁まで」を削除した。
4. 「3. およその数など」の項を新設し、「(1) 数字を重ねるおよその数」(用例:二、三)、と「(2)「数、何、幾」などで表すおよその数」(用例:数万人)に整理した。

なお、(2)に次の文を入れた。

およその数を「数千」「何百」「幾十」などと表す場合、「数、何、幾」な

どの後ろの位を仮名で書き表すが、十の位は数字を用いてもよい。「数、何、幾」などで表す位に上の位がある場合には、その位を仮名で書き表し、後ろを一マスあける。ただし、「数、何、幾」で表す位が一の位の場合は、その上の位を数字で書き表し、4桁まではひと続きに書き表す。

5. 「4. 二つ以上の数字が連なる語」の項を新設し、次の説明を入れた。

二つ以上の数字が連なる語は、数字を重ねて続けて書き表す。用例：七五三。

6. 「7. 和語で読む数の書き表し方」の【注意】の表現を、次のように変更した。

和語で発音されるものであっても、漢字音の並びに入っているものは数字で書き表す。用例：三、四日。

7. 「9. 文字や略称を書き表すアルファベット」の(1)【注意2】に、「複数を表すsなど、大文字列の最後の一文字だけが小文字であるときは、あらためて外文字を前置して書き表してもよい」旨の規則を新設し、「NIEs」を用例として挙げた。また、現行【注意4】にあるスラッシュに関する記述は、第4章第1節8. に移動し、規則を拡充した。

【備考】として、「外文字の有効な範囲は、英語などの基本となっているラテンアルファベット26文字（アクセント符の付いたアルファベットを除く）、大文字・二重大文字、ピリオド、スラッシュである。」旨記した。

8. 現行「12. アルファベットで始まる単位」は、第4章第8節2. に移動した。

9. 「12. ローマ数字」の項に、【注意】として「簡略にアラビア数字を用いて書き表してもよい」旨を追加し、「Ⅱ種試験」を「2種試験」、「第Ⅷ章」を「第8章」と表記する用例を示した。

10. 「13. 語句や文を書き表すアルファベット」において、「語句や文を書き表すアルファベットを日本語文中に書く場合には、原則としてその前後ろを外国語引用符で囲む。」とし、「【注意2】外国語の語句などを表すアルファベットでも、外文字を前置して書き表してもよい。」を入れた。

11. 「14. ホームページやEメールのアドレスなど」の内容を簡略化し、(第4章第7節参照)として、詳しい内容を第4章に移した。

第3章 語の区切り目の分かち書きと自立語や固有名詞内部の切れ続き

【全体について】

1. 「自立可能な成分」は、「独立性の強い意味のまとまり」という表現に変更した。
2. 「副次的な意味の成分」は、「独立性の弱い要素」という表現に変更した。
3. 「造語要素」という用語は、わかりにくいので、使用を避けた。
4. 「意味の理解を損なう」という表現は、他のところであまり見かけることがないので、「意味の理解を妨げる」（盲学校中学部教科書編集資料より）に変更した。
5. 分かち書き・切れ続きの規則は、「書き表す」の言い切りの表現の他に、「書き表すことを原則とする」（例外があることを意識した表現）、「書き表してもよい」（許容を認める表現）の3種類を用い、従来使用されてきた「…できる」は用いなかった。

【前文】

わかりやすい表現に心がけた。

【第1節 文の単位と分かち書き】

1. 用例の整理を行った。
 - (1) 自立語の所には自立語のみの用例とした。（副詞・形容動詞・間投詞などの用例を追加した）
 - (2) 「2. 助詞」「3. 助動詞」の所では、数字・アルファベット・読点などの後ろに助詞・助動詞が来る用例を追加した。
2. 「4. 形式名詞」の用例のうち、次のものは表記を変更した。「言わん□こっちや□ないよ」「もう□ちよつとん□とこじゃ」。
3. 「5. 補助用言」の用例に「書いて□ない」を追加するとともに、「6. 音韻変化」の(3)【注意】に《「てない」「でない」の「ない」が「いない」の「い」の省略と考えられる場合には続けて書き表してもよい》規則を残し、用例として「誰も□住んでない□家」を入れて、両論併記とした。

4. 音韻変化と省略形については、「6. 音韻変化や省略形」としてまとめて記述した。「ぼくんち」など助詞の音韻変化の用例などの新設や差し替えを行った。

【第2節 自立語内部の切れ続き】

1. 前文3段落目の下記部分を削除した。

また、区切っているものを読みながらつないでいく方が、続いているものを、どこで区切るのかと考えながら読むよりも、意味を正確に読み取ることができる。

2. 「1. 区切ると意味の理解を妨げる短い複合語や略語」の用例を整理した。

3. 「2. 接頭語や接尾語など」の規則の中で、「連体詞的な関係」という表現がわかりにくいので削除し、用例を追加した。また、現行の2. の【注意2】の語頭の接頭語などが、マスあけを含む複合名詞全体にかかる場合の切れ続きについては、複合名詞の切れ続きを扱う改訂版3. の(1)の【注意1】に移動した。

4. 「3. 複合名詞の構成要素の意味のまとまりと切れ続き」とし、現行「3. 2拍以下の自立可能な意味の成分を含む複合名詞」と「4. 長い複合名詞」を一つの項目とした。(1)は3拍以上、(2)は2拍以下に着目した規則とし、用例等も見直した。語種や文字数の関係については、(2)の【注意】で取り扱った。

なお、「車椅子」の用例については、議論が分かれているので、続ける用例の他に、区切って書き表す用例を追加した。

5. 「漢字や仮名で書き表された単位の切れ続き」については、5. に位置づけた。

6. 「7. サ変動詞など」の用例を整理した。

7. 「8. 連濁を生じた場合」に、【備考】として「外来語などで、接続部分が音韻変化しているものは続けて書き表す。[例] ラインナップ アマチュアリズム」を入れた。

【第3節 固有名詞内部の切れ続き】

1. 「2. 人名の後ろに敬称・官位などが続く場合」および「5. 組織または団体名・政党名・会社名・建造物名など」においては、(1)で3拍以上の独立性の強い意味のまとまりで区切るものと、2拍以下の意味のまとまりで続けるものを取り上げ、(2)で2拍以下であっても独立性が強く区切るものを取り上げた。
2. 「4. 地名および地名を含む複合名詞など」では、(1)で段階毎に区切って書き表すことを述べた後に、(2)では一つの地名の段階の内部に、3拍以上の独立性の強い意味のまとまりが二つ以上あって区切るものと、2拍以下の意味のまとまりで続けるものを取り上げ、(3)では2拍以下であっても独立性が強く区切るものを取り上げた。

第4章 文の構成と表記符号の用法

【前文】

1. 2段落目前半の墨字の句読法の歴史に関する記述を第1節前文の2段落目に移動し、墨字でも句読符を使わない場合があることを追加した。
2. 3段落目(1)「語句の区切りでは、…目的と必要に応じて読点や中点を用いたり、または一マスあけや二マスあけで表したりする」の「目的と必要に応じて」を削除し、読点・中点の使用を標準の扱いとした。

【第1節 文や語句の区切りと句読符の用法】

1. 前文の点字の句読法について「1970年代には文末の区切りに句点・疑問符・感嘆符を、2000年代には読点・中点を用いることが標準となった」とした
2. 句点・読点・中点について、使用する場合を標準として扱い、使用しない場合は【注意】に位置づけた。句読法の記述を整理し、内容を詳しくした。
3. 「7. 段階の区切りを表すマスあけ」を追加した。
4. 第2章第3節で【注意4】として扱われていたスラッシュを、新設の第4章第1節「8. 対等関係・比などを表すスラッシュ」に移動した。(アルファベットと数字、数字と数字の間でも使用できるようにした。ただし、分数線には用いない)
5. 第5章第1節1. (3)で取り上げられていた詩行符類を、句読符に準ずるものとして新設の第4章第1節「9. 詩行の終わりを表す詩行符類」とし、文中に詩を追い込んで引用するという用法を追加した。

【第2節 語句や文の引用・強調・説明などと囲みの符号の用法】

1. 第1カッコと同様、第1カギの優先の原則を追加した。また、第1カギ(第1カッコ)の内側に更にカッコ類(カギ類)や指示符類が用いられた内側であれば、第1カギ(第1カッコ)を再び使用してもよいこととした。その他一般的なカギ類・カッコ類の用法を追加した。
2. 「点訳者挿入符」は、「点訳」に必要な補足を行なうもので「点訳をする人」のためのものではないということから、名称を「点訳挿入符」と改めた。「5.

点訳上の付加説明の点訳挿入符」(4. から移動)の【注意】を「その使用は必要最小限度にとどめ」から「過剰にならないように気を配り」とした。

3. 棒線の囲み記号としての用法を、第3節6. から第2節「6. 補足説明の棒線」に移動した。

【第3節 語句や文の関係・省略など関係符号の用法】

1. 節のタイトルから「補足説明」の語を削除した。
2. 「1. 複合語内部の接続を示すつなぎ符類」に、第1つなぎ符優先の原則、およびこれまで第3章第3節2. 【注意2】で紹介されていた「オオタ^ニケ」(太田家)等、誤解を避けるための用法を追加した。
3. 「2. 数量などの範囲を示す波線」に、数量などの始めや終わりだけを書き表す場合は「カラ」「マデ」などの語を用いる原則を追加した。
4. 「3. 語句や文を対照させる矢印類・棒線」「4. 余韻や省略などを示す棒線・点線」において、矢印類・棒線・点線の増減に関する記述を削除した。棒線・点線の用法を追加した。
5. 「6. 注の参照を促す文中注記符」に、隣り合う注記符は続けることを追加した。【注意】を以下のように改めた。

注記があることをいち早く知らせる必要がある場合等では、文や語の直前に置いてもよい。

【第4節 特殊文字としての伏せ字とマーク類の用法】

1. 節のタイトルから「符号類の」の語を削除した。
2. 「1. 伏せ字類」において、伏せ字は前の文字に続ける場合にはつなぎ符が必要だが、後ろへは、仮名に続ける場合にのみつなぎ符を用いることとした。伏せ字の点字記号を伏せ字以外に用いてはならないことは【注意】とした。
3. 「3. パーセント」については、仮名書きされているところには用いないという【注意】を削除し、アルファベットと誤読される場合には仮名書きに

代えるという【注意】を加えた。

4. 「5. ナンバーマーク」の用例に、インターネット上で使われる「ハッシュタグ」を追加した。
5. 「5. ナンバーマーク」「6. アスタリスク」に、後ろに仮名を続ける場合には、間に第1つなぎ符を挿入することを示した。
6. 「7. アットマーク」を新設した。

【第5節 表記符号間のマスあけ規則の優先順位など】

1. 点字仮名体系における他の体系の記号の扱いについては、記述内容が大幅に増えたため、本節から切り離し、第6節から第8節とした。
2. これに伴い、前文の第2段落以降は、内容を整理した上で、該当する節の前文に移動した。
3. 「1. 表記符号間のマスあけ規則の優先順位」において、第1順位の(1)に小見出し符類・詩行符類の前は続ける旨を追加した。
(2)から発音記号符に関することを削除した（発音記号については第1編では記述しないこととしたため）。
(3)の波線については、「範囲の初めと終わりを表す数や語句との間を続ける」と、やや詳しくした。
(4)として、「文中注記符は、それが指し示す語句や文との間を続ける」旨を追加した。
4. 「1. 表記符号間のマスあけ規則の優先順位」の最後に【注意】として、「文末の句点・疑問符・感嘆符の後に棒線、矢印類、カッコ類または点訳挿入符の開き符号が来るときは、文脈により一マスあけも選択できる」旨を追加した。
5. 「2. 読点が他の符号と誤読されないための処理」において、第1カギ・ふたえカギ・第1カッコ・第2カッコ・二重カッコ・点訳挿入符の閉じ符号の前に来る読点は、現行では「省略することができる」となっているのを、「省略することを原則とする」に改めた。そして、その例外として、「他の文章からの引用部分の終わりに読点があり、それを省略すると文意が十分に伝わらないなどの事情がある場合には、読点を省略せずにそのまま書いても

よい」旨を追加した。

また、指示符類の閉じ符号の前に読点が来る場合の用例を追加した。

6. 「3. 囲みの符号が誤読されないための処理」の(2)において、ふたえカギの内側に第1カギが続く場合、現行では第1カギを第2カギに置き換える方法のみ示されているが、これを「第1カギの代わりに第2カギを用いるなどの工夫をするか、ふたえカギの内側を一マスあける」と改めた。

(3)において、第1カギの外側に波線が接する場合、現行では第1カギを第2カギに置き換える方法のみ示されているが、これを「第1カギの代わりに第2カギを用いるなどの工夫をする」と改めた。

【第6節 日本語文中の外国語】

1. 現行第4章第5節「4. 点字仮名体系における外国語」の内容を、英語の教科書・試験問題等への統一英語点字(UEB)の導入を踏まえて、大幅に書き換えた。
2. 「1. 日本語文中の外国語」で規則の概要を述べ、「2. 一般日本語文章中の英語」では、原則としてUEBは用いず従前のアメリカ式英語表記(EBAE)に準じた表記とすること、「3. 英語の教科書・試験問題等」では、原則としてUEBで表記することを示した。

【第7節 ホームページやEメールのアドレスなど】

1. 現行第4章第5節「7. 点字仮名体系における情報処理用点字記号」の内容を、ホームページやEメールのアドレスの書き方にしぼり、コンピュータの画面やプログラムの解説等の書き方には言及しないこととした。
2. 現行第2編「IV. 情報処理用点字表記の解説」を見なくてもアドレスの書き方の基本が理解できるよう、「1. 文字と記号類」「2. 点字仮名体系との切り替えと行移し」「3. アドレス中の大文字」「4. アドレス中の数字」「5. アドレス中の日本語文字」の項に分け、順を追って解説した。

【第8節 点字仮名体系における数学記号・理科記号および点字楽譜】

1. 現行第4章第5節「5. 点字仮名体系における数学記号」「6. 点字仮名

体系における理科記号」および「8. 点字仮名体系における点字楽譜」の内容に、現行第2章第3節「12. アルファベットで始まる単位」の内容を加え、再編成した。

2. 「1. 数学記号」で、【注意】として「一般書において、特に数学的な事柄を論じていない場合には、数学記号を適宜言葉に置き換えて書き表してもよい」旨を追加し、「 $1 + 1 = 2$ 」を「1 □ タス □ 1 ワ □ 2」と書き表す用例を挙げた。
3. 「2. 単位記号等」の(1)で、【注意】として「体積の単位のリットルの表記は、小文字の l と大文字の L のいずれも認められている（墨字の大文字の L を、点字では小文字の l と点訳することもできる）」旨を追加した。
4. 「2. 単位記号等」の最後の【注意】で、単位カッコについては、専門書では用い一般書では用いないことがいずれも原則であり、例外がありうることを示唆する表現とした。
5. 現行第2章第3節12. 【注意2】で述べていた「漢字や仮名で書き表された単位はひと続きに書き表す」という規則は、一般書では一律にひと続きで書くことはしなくなったので、削除。かわりに第3章第2節「5. 漢字や仮名で書き表された単位」に、ひと続きに書く場合、マスあけする場合について詳述。
6. 「3. 理科記号」では、ごく基本的な化学式の書き方について述べるにとどめ、化学反応式に関する記述は削除した。
7. 「4. 点字楽譜」で、点字楽譜の根拠となる資料として、文部科学省『点字楽譜の手引』を挙げた。
8. 「4. 点字楽譜」において、楽譜の初めと終わりの書き表し方については、表記の実態を踏まえつつ簡略な記述に留めるため、次のようにした。
点字楽譜を文中に行替えせずに挿入する場合は、点字楽譜の前置符号⑥・③を付け、その前を一マスあける。点字楽譜の終わりは一マスあけまたは二マスあけとする。
点字楽譜を行替えして書き表す場合は、⑥・③を前置したり前後を1行あけるなどして、楽譜の初めと終わりを明確にする。

現行第4章第5節8.の〔例1〕は、楽譜の終わりを⑤⑥・②③でなく一マスあけで表す書き方に変更、〔例3〕は、より基礎的な記号だけで書き表せる日本古謡の「さくらさくら」の歌い出しの譜の用例に差し替えた。

第5章 書き方の形式と点訳のための配慮

【全体的なこと】

1. 現行の第4章第6節「文章の構成と行替え・行移し・箇条書きなどの書き表し方」を第5章第1節に移した。したがって、現行の第5章第1節を第2節とし、第2節以降も順にずらした。
2. 第4章第6節を加えたものの、第5章の見出しはほぼ現行のまま「書き方の形式と点訳のための配慮」とした。

【前文】

1. 第4章第6節を加えたため、「前章までに比べればその規則性は若干弱い。」としていたものを、「規則性の強い部分と、書き表し方に幅のある部分がある。」という表現に替えた。

【第1節 文章の構成と行替え・行移し・箇条書きなどの書き表し方】

1. 「1. 行替え」の中に、【注意】として箇条書きについて記述した。(現行では、6. として扱っている。)
2. 「2. 行移し」の項は、(1)で基本的な考え方を記述し、(2)でマスあけ以外の箇所で行移しが許容される場合について、(ア)～(オ)の類型に分けて説明した。また、用例を全面的に見直した。
3. 現行の3. と4. を一つにまとめて「3. 見出し」とした。また、「見出しに使う数字やアルファベットの序列を明らかにする必要がある場合」の例示をしたあとに、「なお、これらよりさらに1ランク下の見出しを使う必要がある場合」の書き方を加えた。
4. 「4. 小見出し」に、「2段階の小見出しがある場合」の優先順位を明らかにした。
5. 「5. 区切り線・枠線」を新設し、その用法を解説した。

【第2節 文の種類による書き方の形式】

1. 現行の前文にある、「特に自由詩で本来の詩の行が点字の1行や2行に収まらない場合」という表現を、「特に自由詩で本来の詩の1行が点字の1行に収まらない場合」に修正した。
2. 「1. 詩」は、自由詩と定型詩による書き方の違いをなくした。また、「書き出し位置に差があり、さらに2行以上にまたがる詩」の書き方の工夫について触れ、「老いた船」の用例に3種類の書き方を示した。さらに、現行では「2. 短歌・俳句など」にある「詩行符」の説明を、「1. 詩」に移動した。
3. 「3. 脚本・対談など」では、[例3]で、情景の説明に用いる段落挿入符を一マス目から書き始め、2行目以降は3マス目から書く形に修正した。
4. 「4. 手紙」では、「盲人用」を「点字用郵便」に修正した。

「あて名や日付、および発信人の氏名などを最初に書くのが一般的である。なお、日付や発信人を最後に書き表しても差し支えない。」の後半を「なお、墨字の様式に合わせて日付や発信人、およびあて名を最後に書き表してもよい。」とした。

【第3節 表や略記など】

1. 前文で、「数値を表す部分は数符の位置を揃えて書くことを優先するが、内容によって、位をそろえて書いてもよい。」とした。
2. 「1. 表」では、枠線について触れるとともに、枠線の内側のレイアウト、表が2ページ以上にわたる場合の留意事項、見開きの表の書き方、表の挿入位置、などについて詳細に説明を加えた。また、該当する数字がない場合の用例、位を揃えた用例、数符を省略した用例を加えた。

【第4節 本文以外の割り付け】

1. 「2. 目次」では、「必要に応じて第1巻に2巻目以降の概略項目を記載する。」を加えたほか、「目次」と書く位置を「1行目」とだけ示した。また、「見出しとページ数との間の空白」を、②の点や⑤の点などでつなぐとし、用例も②の点と⑤の点でつないだものを記載した。

2. 現行の「4. ページ」を、「4. ページ付け」とした。
3. 現行の「5. 欄外見出し」を、「4. ページ付け」の(3)に組み入れ、「欄外見出し」の用語を用いないで記述した。また、用例の説明に使われていた「欄外見出し」も削除した。
4. 「5. 索引」では、索引の掲載場所を複数示したほか、索引項目の順序、索引の巻・ページ・行を示す数字の書き方を具体的に示した。

【第5節 点訳のための配慮】

1. 「点字化のための配慮」を「点訳のための配慮」とした。
2. 2章～5章4節までの規則との対応で、特に点訳に当たって留意すべき事項を取り上げて記載した。

以上

